

# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 既に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は、給付されません。

## 給付金の支給額

1世帯あたり10万円（1世帯1回限り）

## 給付金の支給対象

（いずれかにあてはまる世帯）

### ① 世帯全員の「令和3年度住民税均等割が非課税」の世帯

・ 令和3年12月10日現在、八街市に住民登録がある方が対象です。

該当になると思われる世帯には、「確認書」を3月に発送しています。「確認書」が届いた世帯は、**返信が必要**です。（※）

### ② 世帯全員の「令和4年度住民税均等割が非課税」の世帯

・ 令和4年6月1日現在、八街市に住民登録がある方が対象です。

該当になると思われる世帯には、「確認書」を7月上旬に発送します。「確認書」が届いた世帯は、**返信が必要**です。（※）

### ③ 新型コロナウイルス感染症の影響で、令和4年1月以降の収入が減少し、世帯全員が「住民税非課税相当」の収入となった世帯

・ 申請時点で、八街市に住民登録がある方が対象です。

給付金を受け取るには、**申請が必要**です。（※）

ただし、以下に該当する世帯等は除きます。

- ・ 令和3年12月10日において、市町村の住民基本台帳に記載されていない方
- ・ 住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯
- ・ 既に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯
- ・ 租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる世帯

- ※ 9月30日（金）までに提出してください。
- ※ 市から「確認書」が届かない世帯は申請が必要です。
- ※ 申請書は、市ホームページからダウンロードしていただくか、市役所社会福祉課窓口にて配布しています。

## 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市役所社会福祉課（☎443-1622）や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。



## お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金コールセンター

**0120-526-145**

受付時間 9:00～20:00

八街市 福祉部 社会福祉課  
（住民税非課税世帯等臨時特別給付金担当）

**043-312-2018**

受付時間 平日9:00～17:00



内閣府  
Cabinet Office



八街市  
Yachimata City